

お寄せいただきましたご意見

※掲載はご意見の本行への到着順。

.....

(ご意見1)

1)環境レビューの時点で入手・適用可能な環境社会影響評価報告書をすべて環境レビューの対象とすることをFAQに追加すること

背景・理由:ガイドライン改訂コンサルテーション会合では、ホスト国の環境社会影響評価制度において、環境社会影響評価報告書が初期的なものと同様詳細版のようなものといったかたちで複数の段階で分かれている場合に、後者が作成・公開されているにもかかわらず、前者のみを環境レビューの対象とする限定的・恣意的な運用が行われている実態を踏まえ、ガイドラインにおいて環境社会影響評価報告書の定義を明確化するよう求めてきた。しかし、この提案は受け入れられていない。そこで、限定的・恣意的な運用を回避するために、本提案を行う。

提案:環境社会影響評価報告書が複数存在するような場合、環境レビューの時点で入手・適用可能な環境社会影響評価報告書をすべてレビューの対象とする旨をFAQに追記するべきである。

2)個別に情報提供を求められた場合の原則的な対応方法についてFAQに追加すること

背景・理由:JBIC に対して個別案件の情報提供を求めた際に「個別案件の検討状況についての回答は差し控えさせていただきます」との回答を受けることが多く見られる。しかし、現行ガイドラインでは「第三者に対し、求めに応じて当行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う」と規定されており、「当行は、借入人等の商業上等の秘密には十分配慮し、情報公開の原則とこうした秘密を両立させる。(中略)当行と借入人との間の契約上、情報開示が禁じられる情報については、借入人等の同意または法の要請により情報開示を行う」と規定されていることから、このような回答方法は不適切である。

提案:仮に個別案件の事情により、当該情報を公開しない場合には、当該情報が 1) 商業上の秘密に該当するかどうかの有無、2) 公開にあたって借入人への同意が必要かどうかの有無、3) 借入人への同意の確認結果、の3点について回答することを原則とする旨をFAQで説明するべきである。

3)カテゴリ分類結果を公開したものの融資契約に至らず情報公開が終了する場合の手続きについてFAQに追加すること

背景・理由:現行ガイドライン及びFAQでは、カテゴリ分類結果を公開したものの融資契約に至らず、情報公開が終了する場合の手続き・条件が明確化されておらず、第三者にとっては掲載を継続している理由や突然情報が削除された場合の理由がわからない状況である。

提案:カテゴリ分類結果を公開したものの融資契約に至らず、カテゴリ分類結果の情報をウェブサイトから削除する場合の条件および手続きをFAQで説明するべきである。

(ご意見2)

■ 総論

今回の改訂は、OECD 環境コモンアプローチを踏まえた内容であり、世界銀行の環境社会スタンダード(ESS)や国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードといった世界的な基準に沿ったものと理解している。

新たに環境社会配慮について、自然環境への配慮のみならず、近年の世界的潮流である人権配慮が含まれることを明文化したことや、異議申立制度の拡充など積極的な対応については産業界も賛同する。また、FAQの充実により、情報公開の可能なケースの例示などより具体的な指針が示されたことを評価する。

一方、ODA プロジェクトとは異なり、民間ベースの事業を進める上では、商業上の守秘義務や効率性について考慮する必要があり、我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関(ECA)とのイコールフットイングが確保された適切な運用がなされることを要望する。

加えて、産業界は長引く新型コロナウイルス禍による世界経済へのダメージやロシアによるウクライナ侵攻に端を発する原材料・物流コストの急激な上昇など未曾有の状況下において、環境保全・改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトの促進について、日本政府の政策を踏まえつつ、積極的な支援の継続をお願いしたい。

■ 個別項目への意見

第 1 部

3. 環境社会配慮確認に係る基本的考え方

(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準

環境社会配慮等の「基準のベンチマークとしての参照については、OECD コモンアプローチを踏まえた対応を行う。」ことが明記されたことを支持する。我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関(ECA)とのイコールフットイングが確保された適切な運用がなされることを要望する。

4. 環境社会配慮確認手続き

(3) カテゴリ別の環境レビュー カテゴリ A

プロジェクトがもたらす「負の影響については、プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性が高い場合も含まれ、かかる可能性がある」と判断された場合、人権配慮確認を行う。」ことが追記されたことは、近年の世界的潮流である人権配慮に対する積極的な対応として賛同する。

一方、民間ベースの事業を進める上で、商業上の機密保持や効率性について考慮する必要があり、人権配慮の対象は当該プロジェクトに直接起因し、事業の実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定し、事業活動の過度な負担とならないようご留意いただきたい。

第 2 部

1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

(5) 社会的合意及び社会影響

(7) 非自発的住民移転

今回の改訂により、被影響住民との協議、補償について国際金融公社のパフォーマンススタンダードを

踏まえた世界的な基準に沿った、より人権に配慮する内容が追記された。外部環境の変化について継続的に検討がなされ、ガイドラインに反映されていることは評価に値するものと思われる。今後もガイドラインの改訂に際しては、産業界に対し事前の説明、意見聴取をお願いする。

一方、プロジェクト実施国の国家的な判断に基づき諸事が策定される場合もあり、第三国である我が国が実行面において協力可能な範囲に留意しつつ、日本側が実効性のある対応をとれるようにしていただきたい。

(ご意見3)

1. プロジェクト所在国の環境アセスメントの手続き制度の内容や当該制度の有無にかかわらず、「第 1 部 4. (3)」において、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにあたって提出が要件とされている「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれる旨、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合がある旨をガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。

また、「第 1 部 5. (2) ②」に基づき、環境レビュー時に情報公開されるカテゴリ A のプロジェクトに係る「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれること、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合があることをガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。

さらに、「第 2 部 2. カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の項目として、「環境社会影響評価報告書には、プロジェクトがもたらす環境社会影響とその評価の他、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれていなければならない」という内容を追記すべきである。

理由：

「第 2 部 1. (1) 基本的事項」及び「(2) 対策の検討」では、「このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書が作成されなければならない」、また「モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない」と明記されており、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて JBIC が確認する「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が不可欠であるとともに、それらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部である場合が想定されている。

しかし、現行ガイドライン及び改訂案では、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて JBIC が確認すべき「環境社会影響評価報告書」の定義として、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれる旨が明示されていない。したがって、その点をガイドライン本文乃至 FAQ に明記し、運用を改善すべきであると考えます。

2. 「4. 環境社会配慮確認手続き」、特に「(1)スクリーニング、(2)カテゴリ分類、(3)カテゴリ別の環境レビュー」について、JBIC が特定のプロジェクトに関係なく法人に出資(株式取得)を行う場合の手続きを別途ガイドライン本文に明記すべきである。

理由:

現行ガイドライン及び改訂案の書きぶりは、カテゴリ FI に係る記述を除き、主に特定の「プロジェクト」を想定した環境社会配慮に係る手続きであるため、特定の法人への出資に係る JBIC の意思決定に至るまでのスクリーニング、カテゴリ分類、カテゴリ別の環境レビューが具体的にどのように実施されるか、その手続きは依然として明確な規定がないままである。また、この点については、「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について(JBIC)」においても具体的な記述はない。

たとえば、当該法人等が行う主なプロジェクトや取引が「一般的に影響を及ぼしやすいセクター」である場合に JBIC が環境社会配慮上どう判断して意思決定すべきか、あるいは、当該企業のどのようなポリシーを確認して意思決定を行なうのか等、別途手続きがガイドラインに明記されるべきであると考え。少なくとも、FAQ での解説が必要ではないか。

仮に、「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について(JBIC)」の「既存の FAQ の変更について 2.」において追記されている『追加設備投資を伴わない権益取得案件』以外の場合においても、上記と同様、借入人等の事業特性等のネガティブ・チェックをした上で、必要に応じ借入人等の環境社会配慮に関するポリシー等も確認し、環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられると判断する場合に、「カテゴリ C」と分類することになります。」との説明が、特定プロジェクトが想定されない法人への出資ケースについても該当するのであれば、その点が明確にわかるよう記述を修正していただきたい。

なお、現行ガイドライン及び改訂案では、全般の書きぶりが「プロジェクト」を対象とした環境社会配慮となっているため、そもそも、特定の法人への JBIC の出資が本ガイドラインの適用対象となりうるのか、あるいは、別途手続きを規定すべきかについては、更なる議論が必要ではないかと考える。

3. 「5. チェックリストにおける分類・チェック項目」の(分類)「1. 許認可・説明」及び(チェック項目)「・地域住民への説明」について、それぞれ「説明」ではなく、「協議」とすべきである。

理由:

現行ガイドライン及び改訂案では、「1. 許認可・説明」、また「地域住民への説明」と記載されているが、今回の改訂案の「第 2 部 1. (5) 社会的合意及び社会影響」において、住民協議における双方向のプロセスの重要性が確認されていることから、「1. 許認可・協議」、また「地域住民との協議」という表記がより適切であると考え。

4. 「新しく追加する FAQ について」、「2 スクリーニングおよびカテゴリ分類」とあるが、「FAQ の分類」としては、「スクリーニングおよびカテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とすべきである。

理由:

「2 スクリーニングおよびカテゴリ分類」に記載のある内容は、カテゴリ C 案件のモニタリング段階に係る説明であると考えられることから、「FAQ の分類」としては、「スクリーニングおよびカテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とするのがより適切であると考え。

5. (改訂案の規定に係る事項ではなく、JBIC ウェブサイトに掲載されている)「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおける「会社・団体名称」は必須記載事項とすべきではない。

理由:

JBIC への情報提供を国内外のステークホルダーが確実にできるよう、「環境社会配慮問い合わせ」フォームが設けられ、「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」に係るウェブサイトのページ等から同フォームに直接進める形となったことは評価できる。しかし、「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおいて「会社・団体名称(必須)」とされていることから、個人での情報提供が難しくなっている。

異議申立手続要綱では、「申立人の要件」として、「異議申立は、当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の 2 人以上の住民によりなされることが必要である」と規定しており、団体や組織体に所属している住民が申立てを行なうことを必ずしも想定していない。

同様に、当該プロジェクトの被害を受ける住民個人が「環境社会配慮問い合わせ」フォームを利用して情報提供や懸念を伝えるケースも想定すべきであることから、「環境社会配慮問い合わせ」フォームにおける「会社・団体名称」の記載を「必須」事項とすることは適切でないとする。

(以下の点は、意見ではなく、質問になります。)

6. 「環境ガイドライン改訂に伴う FAQ の変更及び追加について(JBIC)」の「既存の FAQ の変更について 2.」における追記箇所に記載のある「事業特性等のネガティブ・チェック」とは、どのようなものであるか、具体的にご教示いただきたい。
7. (改訂案の規定に係る事項ではなく、JBIC ウェブサイトに掲載されている)「現在融資検討中のプロジェクトでカテゴリ分類が終了したもの」のウェブサイトページでは、カテゴリ C 案件についても「環境社会配慮問い合わせ」フォームに進める形になっているが、「融資契約締結済みのプロジェクトについて、国際協力銀行の行った環境レビュー結果等」のウェブサイトページでは、環境レビューが省略されているカテゴリ C 案件の情報が掲載されていないため、カテゴリ C 案件についての「環境社会配慮問い合わせ」フォームに進めるリンクが示されていない。JBIC の意思決定後、カテゴリ C 案件について「環境社会配慮問い合わせ」フォームに進みたい場合は、どこからアクセスが可能か、ご教示いただきたい。

【ご意見4】

弊団体は主にメコン河流域各国における開発事業の負の影響をモニタリングしており、今回の JBIC/NEXI ガイドライン改定にあたっては、他団体とともに、ガイドライン運用の中から見えてきた問題点を挙げて論点を多数提案させていただき、コンサルテーションでご説明、議論させていただいた。

改訂案では人権配慮が明記されるなど改善も示されたが、採用された意見は指摘の一部に留まった点は憂慮している。特に以下の点については今一度、ご検討をいただけると幸いである。

- ・JBIC が実施したモニタリング結果の公開
- ・国際的基準やグッドプラクティス等と大きな乖離がある場合の背景・理由等をどのように確認したのかの説明の公開
- ・移転・補償の合意書の対象者への交付

・環境レビューにおいて入手すべき文書と情報公開対象の明確化

論点整理で示された JBIC/NEXI の考え方では、環境社会影響評価報告書に回避・緩和策が含まれていなくてもよいという結論と理解するが、もしそうなのであれば、第 1 部 4(3)カテゴリ別の環境レビューのカテゴリ A において、「負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う」「当行は、これらの文書の提出を受けて、環境レビューを行う」とされていることから、「これらの文書」を規定している①②③に追加もしくは①の中で、上述の方策について記された文書について言及すべきである。

そして、当該文書も、環境社会影響評価報告書等と同様に、入手状況及び当該文書が環境レビュー時の情報公開対象であることを、第 1 部 5(2)②環境レビュー時の情報公開、に追記すべきである。

また以下の点、ガイドライン改訂案へのコメントではないが、関係するので申し添える。ステークホルダーを含む第三者からの情報提供を滞りなく確実に受ける(そして対応する)ことができる体制として、入力フォームでの受付をご検討中との説明がコンサルテーションにて JBIC よりあったが、できるだけ情報提供がしやすい条件を整えることが肝要と考える。例えば、使いやすいインターフェースとフォームが存在することをステークホルダーに何らかの方法で周知すること、多言語対応、通信情報の暗号化等による情報提供者保護など。

また、組織・個人を問わずに利用可能にしておくべきである。現行の「環境社会配慮問い合わせ」フォームでは「会社・団体名称」が必須項目になっているため、個人を排除してしまう。このような設定は適切ではない。仮に個人の場合は別フォーム(Contact Us)を使って欲しいということであれば、そういった案内をしておくべきである。